平成22年度　国民健康保険税について

美波町の国民健康保険の医療費は、長期入院や医療の高度化などによる歳出額の増加に対して、深刻な不況の影響を受ける中で、離職等により国民健康保険に加入する方が増えていることも含め、被保険者所得が全体的に低下しており、歳入額が不足している現状です。

そのため、平成22年度国民健康保険税については、国民健康保険会計の厳しい財政状況を受け、やむなく税率の引き上げを行うことになりました。

なお、不足する財源をすべて補うためには大幅な税率の引き上げを行う必要があるため、被保険者の方にとっては大きな負担増となりますので、今回の税率の改正をするにあたっては、被保険者の方の急激な負担増とはならないように考慮した上で、不足する財源の一助となるような引き上げを行いました。

また、被保険者の所得状況の変化による中間所得者層への急激な負担増を緩和するため、課税限度額を『医療給付費分』で３万円、『後期高齢者支援金等分』で１万円、それぞれ引き上げました。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

区	分	**平成22年度**	平成21年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	**6.0％**	5.1％
	資産割	**52.0％**	48.0％
	均等割（注1）	**21,000円**	19,600円
	平等割（注2）	**18,000円**	16,400円
	課税限度額	**500,000円**	470,000円
後期高齢者支援金等分 (すべての被保険者の方)	所得割	**2.0％**	1.8％
	資産割	**13.0％**	12.0％
	均等割（注1）	**6,500円**	5,900円
	平等割（注2）	**6,100円**	5,100円
	課税限度額	**130,000円**	120,000円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)	所得割	**2.5％**	2.00％
	均等割（注1）	**10,000円**	9,000円
	課税限度額	**100,000円**	100,000円

注１．被保険者１人当たりの税額　　注２．被保険者１世帯当たりの税額

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が７割・５割・２割軽減されますが、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。

●年度の途中で75歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

７月の本課税の時から、誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75歳になられたことによる変更課税はありません。

※75歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

『後期高齢者医療被保険者証』は75歳の誕生日までに郵送されます。

また、国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしておりますので、同じ世帯に他に国民健康保険の加入者がいる場合は有効期限までに新しい『国民健康保険被保険者証』を郵送します。